

## 第2編 生活排水処理基本計画

### 第1章 基本的事項

#### 1. 計画の目的

西尾市は、矢作川水系の豊富な水資源により、お茶や稲作などの農業が盛んな地域です。また、市の南部に面している三河湾では、のりやあさり等の採取も営まれていることから、矢作川や三河湾等といった身近な公共用水域の水質を保全することは非常に重要です。

このような状況を踏まえ、生活排水の適正な処理を地域住民の理解と協力のもとに推進し、快適な生活環境と、より豊かな水環境を得ることを目指します。

#### 2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条に基づく法定計画で、「第7次西尾市総合計画」、「西尾市環境基本計画」を上位計画として位置づけるとともに、「愛知県廃棄物処理基本計画」及び本市の諸施策との整合を図るものとします。

#### 3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成24年度から平成38年度までの15年間であり、目標年度は平成38年度としています。

また、本計画は、概ね5年後及び社会経済情勢や廃棄物・リサイクルに関する法律・諸制度が大きく変化した場合に見直しを行うものとしており、本年度がその見直し年度となっています。

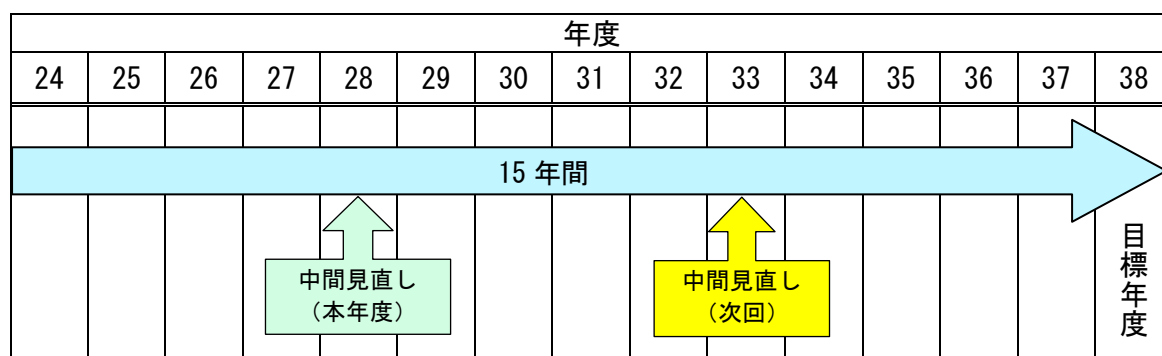


図 1.3.1 計画期間

#### 4. 計画の進行管理

施策や事業を推進し、本計画をより実効性のあるものとするため、庁内連絡調整会議において、各事業の進行管理を行っていきます。

計画の見直しは、概ね5年ごとに行い、施策の推進状況の確認や目標値の見直しを行います。また、必要に応じて、西尾市ごみ減量等推進協議会に諮問します。

## 第2章 生活排水処理の現状

### 1. 生活排水処理の現状

#### 1.1 生活排水関係施設の概要

生活排水は、し尿、炊事、洗濯、入浴など人の活動にともなって公共用水域に排出される全ての排水のことであり、し尿と生活雑排水に分けられます。し尿と生活雑排水を処理する主な生活排水関係施設の概要を表2.1.1に示します。

表 2.1.1 生活排水関係施設の概要

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体	施設整備規模 (計画人口)	対象区域
浄化槽	合併処理浄化槽	し尿 生活雑排水	個人等	—	—
	農業集落排水施設	し尿 生活雑排水	市町村 土地改良区	1,000人程度以下	農業振興地域内の農業集落
みなし浄化槽		し尿	個人等	—	—
下水道	公共下水道	し尿 生活雑排水	市町村	10,000人以上	主として市街地
	流域下水道	工場排水 雨水等	都道府県	(第1種) 15万人以上 当分の間は10万人以上 (第2種) 3万人以上 15万人未満	2以上の市町村区
コミュニティ・プラント (地域し尿処理施設)		し尿 生活雑排水	市町村	101人～3万人未満	特に制限なし
生活排水処理施設※		生活雑排水	市町村	101人以上	特に制限なし
し尿処理施設		し尿 浄化槽汚泥等	市町村	—	—

※ 生活排水処理施設とは、厚生労働省予算補助等によって設置された生活雑排水を処理する施設

#### 1.2 処理主体

生活排水の処理主体を表2.1.2に示します。なお、下水道の種別は、流域関連公共下水道(矢作川・境川流域下水道)になります。

表 2.1.2 生活排水処理施設の処理主体

処理施設の種類		対象となる排水の種類	設置主体
浄化槽	農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	西尾市
	合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人等
みなし浄化槽		し尿	個人等
下水道	流域関連公共下水道 (流域下水道へ接続)	し尿、生活雑排水	西尾市 (流域下水道は愛知県)
し尿処理施設 (西尾市浄化センター)		し尿、浄化槽汚泥等	西尾市

### 1.3 処理状況（処理フロー）

生活排水の処理フローを図 2.1.1 に示します。

生活排水のうち、し尿の処理は、公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、みなし浄化槽及びし尿処理施設による 5 つの方法により処理されています。

また、生活雑排水の処理は、公共下水道、合併処理浄化槽及び農業集落排水施設による 3 つの方法で処理されていますが、みなし浄化槽及び汲み取りの家庭では、生活雑排水は未処理のまま河川等へ放流されています。

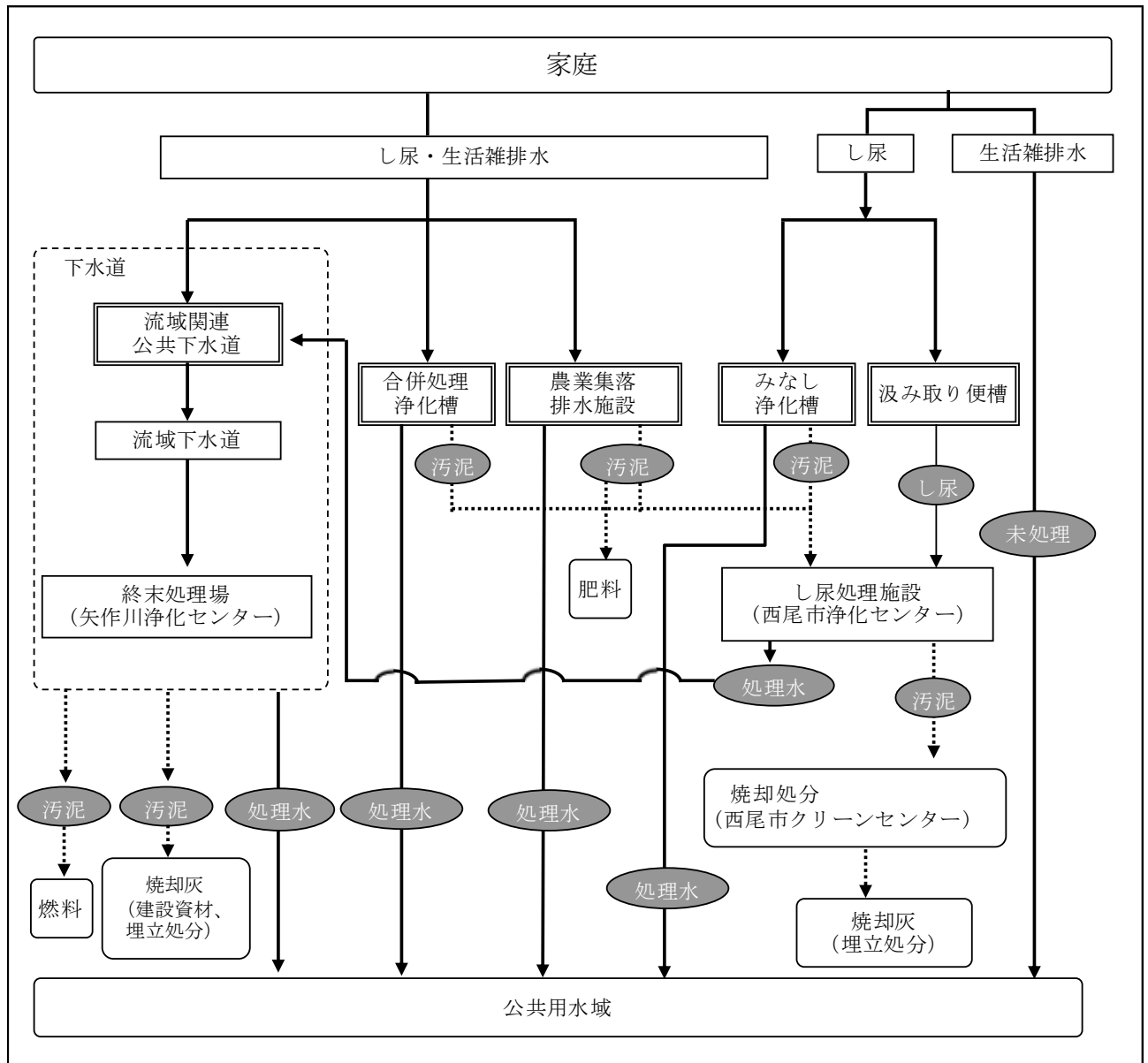


図 2.1.1 生活排水の処理フロー

## 1.4 生活排水処理の推移

### (1) 公共下水道

公共下水道整備面積の状況を表 2.1.3 に、公共下水道整備人口の状況を表 2.1.4 に示します。

公共下水道は、矢作川流域下水道関連事業として平成 4 年度から供用を開始しており、平成 27 年度末現在の整備面積は 2,826.7ha であり、処理人口は 125,051 人になります。

合併前の西尾市及び一色町、吉良町、幡豆町は、それぞれ西尾地区、一色地区、吉良地区、幡豆地区と表記します。

表 2.1.3 公共下水道整備面積の状況

単位：ha

区分	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	計
平成18年度	956.0	237.0	198.0	185.1	1,576.1
平成19年度	1,057.2	253.0	244.4	197.5	1,752.1
平成20年度	1,151.2	268.0	287.5	212.6	1,919.3
平成21年度	1,211.3	292.7	327.0	234.0	2,065.0
平成22年度	1,238.1	320.3	353.5	236.6	2,148.5
平成23年度	1,296.6	347.0	374.7	247.1	2,265.4
平成24年度	1,359.6	361.2	406.1	253.6	2,380.5
平成25年度	1,492.5	361.2	434.8	253.5	2,542.0
平成26年度	1,587.8	361.2	473.8	253.6	2,676.4
平成27年度	1,697.8	388.6	486.7	253.6	2,826.7

※各年度の値は、平成22年度までは3月31日現在、平成23年度以降は次年度の4月1日現在の値を使用

出典：愛知の下水道、西尾市提供資料

表 2.1.4 公共下水道整備人口の状況

単位：人

区分	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	計
平成18年度	44,707	9,300	6,041	6,006	66,054
平成19年度	49,003	9,550	7,212	6,257	72,022
平成20年度	52,955	10,250	10,867	6,274	80,346
平成21年度	57,140	10,556	12,226	6,739	86,661
平成22年度	58,307	10,825	13,344	6,790	89,266
平成23年度	61,253	12,640	14,866	7,569	96,328
平成24年度	69,609	13,271	15,156	7,998	106,034
平成25年度	76,639	13,183	16,627	7,911	114,360
平成26年度	80,610	13,313	18,009	7,863	119,795
平成27年度	85,192	13,722	17,983	8,154	125,051

※各年度の値は、平成22年度までは3月31日現在、平成23年度以降は次年度の4月1日現在の値を使用

出典：西尾市提供資料

## (2) 農業集落排水施設

農業集落排水施設の整備状況を表 2.1.5 に、農業集落排水処理人口の状況を表 2.1.6 に示します。

農業集落排水施設は、平成 28 年 4 月 1 日現在で市全域に 20 か所あり、処理人口は 16,145 人になります。

表 2.1.5 農業集落排水施設の整備状況

単位：箇所

区分	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	計
平成18年度	8	0	3	6	17
平成19年度	9	0	4	6	19
平成20年度	9	0	4	6	19
平成21年度	9	0	4	6	19
平成22年度	9	0	4	6	19
平成23年度	9	0	4	6	19
平成24年度	9	0	4	6	19
平成25年度	10	0	4	6	20
平成26年度	10	0	4	6	20
平成27年度	10	0	4	6	20

出典：西尾市提供資料

表 2.1.6 農業集落排水処理人口の状況

単位：人

区分	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	計
平成18年度	8,352	0	3,542	3,649	15,543
平成19年度	8,196	0	3,419	3,619	15,234
平成20年度	8,389	0	3,523	3,587	15,499
平成21年度	8,358	0	3,503	3,513	15,374
平成22年度	8,433	0	3,522	3,328	15,283
平成23年度	8,555	0	3,456	3,342	15,353
平成24年度	10,616	0	3,679	3,378	17,673
平成25年度	10,761	0	3,712	3,391	17,864
平成26年度	10,858	0	3,736	3,772	18,366
平成27年度	9,776	0	3,112	3,257	16,145

※各年度の値は、次年度4月1日現在の値を使用

出典：西尾市提供資料

※平成27年度は算定方法を変更している

### (3) 合併処理浄化槽の補助

合併処理浄化槽の補助事業実施状況を表 2.1.7 に示します。

本市では、昭和 63 年度から合併処理浄化槽の新設に対する補助を実施して、小型合併処理浄化槽の整備を推進してきました。一方、国においては浄化槽法の改正により、平成 13 年度以降は単独処理浄化槽の設置を禁止し、排水対策を一層強化しました。こうした中、本市では、平成 26 年度から単独処理浄化槽等からの転換を補助対象として生活排水対策を推進しています。

表 2.1.7 合併処理浄化槽の補助事業実施状況

単位：基

区分	西尾地区	一色地区	吉良地区	幡豆地区	計
平成18年度	39	29	20	1	89
平成19年度	26	24	5	4	59
平成20年度	50	36	10	1	97
平成21年度	48	32	5	0	85
平成22年度	46	35	1	0	82
平成23年度	80				80
平成24年度	26				26
平成25年度	22				22
平成26年度	28（うち2基は高度処理型浄化槽転換）				28
平成27年度	0				0

※平成26年度は新設と転換への補助実績

出典：清掃事業概要

※平成27年度は転換への補助実績

### 1.5 し尿等処理経費の状況

し尿等処理経費の状況を表 2.1.8 に示します。

平成 24 年度以降、処理単価は増加傾向にあります。

表 2.1.8 し尿等処理経費の推移

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	
し尿等処理経費	し尿・汚泥処理量	(kℓ)	67,183	65,321	63,687	59,532	54,538
	人件費	(千円)	8,188	8,524	8,460	7,936	7,890
	処理費（許可）	(千円)	0	0	0	0	0
	委託費	(千円)	53,191	47,936	45,984	41,617	38,489
	組合分担金	(千円)	275,151	238,710	225,016	318,657	138,607
	合計	(千円)	336,530	295,170	279,460	368,210	184,986
	処理単価	(円/ℓ)	5.0	4.5	4.4	6.2	3.4

区分		平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
し尿等処理経費	し尿・汚泥処理量	(kℓ)	47,845	47,892	47,675	44,383	42,335
	人件費	(千円)	21,109	20,220	23,387	23,384	24,044
	処理費（許可）	(千円)	88,956	80,606	94,806	93,510	93,061
	委託費	(千円)	105,363	104,707	109,705	108,034	105,001
	組合分担金	(千円)	-	-	-	-	-
	合計	(千円)	215,428	205,533	227,898	224,928	222,106
	処理単価	(円/ℓ)	4.5	4.3	4.8	5.1	5.2

出典：一般廃棄物処理実態調査

## 1.6 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の推移を表 2.1.9 及び図 2.1.2 に示します。

下水道、農業集落排水施設の整備促進や、浄化槽法改正等の後押しを受けて、未処理人口が減少しています。

表 2.1.9 生活排水処理形態別人口の推移

区 分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
1. 計画処理区域内人口 (人)	161,524	162,126	162,728	163,379	163,830	164,073	170,036	169,889	170,166	170,409
(%)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)	(100.00)
2. 水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	100,785	103,489	114,588	120,290	125,568	130,755	144,995	151,367	152,092	152,907
(%)	(62.40)	(63.83)	(70.42)	(73.63)	(76.65)	(79.69)	(85.27)	(89.10)	(89.38)	(89.73)
(%)	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]	[100.00]
(1) コミュニティ・プラント (人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(%)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(2) 合併処理浄化槽 (人)	19,188	16,233	18,743	18,255	21,019	19,074	21,201	19,143	13,931	11,711
(%)	(11.88)	(10.01)	(11.52)	(11.17)	(12.83)	(11.63)	(12.47)	(11.27)	(8.19)	(6.87)
(%)	[19.04]	[15.69]	[16.36]	[15.18]	[16.74]	[14.59]	[14.62]	[12.65]	[9.16]	[7.66]
(3) 下水道 (人)	66,054	72,022	80,346	86,661	89,266	96,328	106,121	114,360	119,795	125,051
(%)	(40.89)	(44.42)	(49.37)	(53.04)	(54.49)	(58.71)	(62.41)	(67.31)	(70.40)	(73.38)
(%)	[65.54]	[69.59]	[70.12]	[72.04]	[71.09]	[73.67]	[73.19]	[75.55]	[78.76]	[81.78]
(4) 農業集落排水施設 (人)	15,543	15,234	15,499	15,374	15,283	15,353	17,673	17,864	18,366	16,145
(%)	(9.62)	(9.40)	(9.52)	(9.41)	(9.33)	(9.36)	(10.39)	(10.52)	(10.79)	(9.47)
(%)	[15.42]	[14.72]	[13.52]	[12.78]	[12.17]	[11.74]	[12.18]	[11.80]	[12.08]	[10.56]
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (みなし浄化槽) (人)	47,382	47,181	38,164	33,149	28,945	25,988	20,080	14,413	14,747	14,185
(%)	(29.33)	(29.10)	(23.45)	(20.29)	(17.66)	(15.84)	(11.81)	(8.48)	(8.66)	(8.32)
4. 非水洗化人口 (人)	13,357	11,456	9,976	9,940	9,317	7,330	4,961	4,109	3,327	3,317
(%)	(8.27)	(7.07)	(6.13)	(6.08)	(5.69)	(4.47)	(2.92)	(2.42)	(1.96)	(1.95)
5. 計画処理区域外人口 (人)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(%)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)	(0.00)

※各年度の値は、平成22年度までは3月31日現在、平成23年度以降は次年度の4月1日現在の値を使用

出典：一般廃棄物処理実態調査、西尾市提供資料

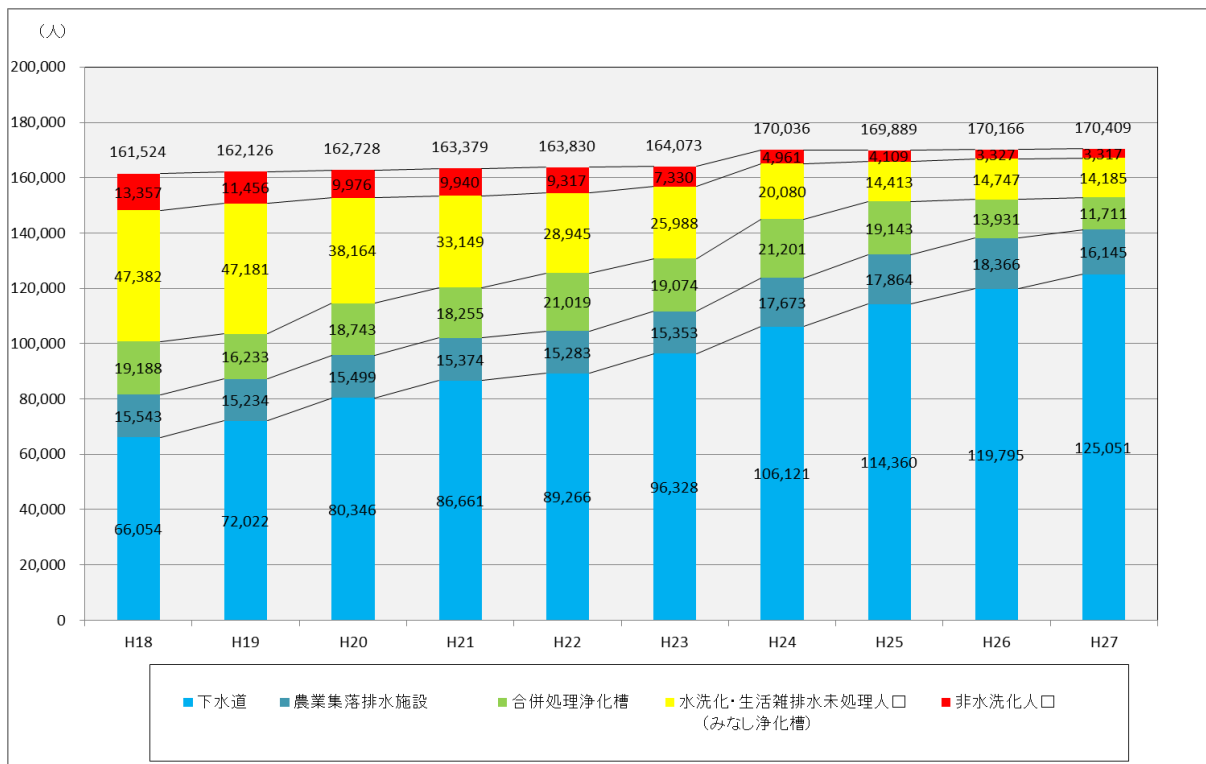


図 2.1.2 生活排水処理形態別人口の推移

## 1.7 生活排水処理施設の整備状況

### (1) 下水道

矢作川処理区における下水道計画の概要を表 2.1.10 に示します。

流域関連公共下水道(矢作川処理区)に接続する下水道計画の処理面積は、全体計画が 19,134ha あり、事業認可では 15,601ha になっています。また、計画人口は、全体計画が 850,310 人、事業認可では 717,017 人となっています。

表 2.1.10 矢作川処理区における下水道計画の概要

下水道計画の概要		
事業主体	愛知県	
下水道種別	流域下水道	
処理区名	矢作川処理区	
処理能力(m <sup>3</sup> ) 日最大	263,800	
都市計画決定年月日	当初	昭和47年11月24日
	最新	平成23年12月6日
下水道事業認可年月日	当初	昭和48年1月24日
	最新	平成25年7月10日
都市計画事業認可年月日	当初	昭和48年2月28日
	最新	平成23年9月15日
	全体計画	事業認可
処理区域面積(ha)	19,134	15,601
計画人口(人)	850,310	717,017
下水道着手年月	昭和48年1月24日	
処理開始年月日	平成4年4月1日	

※平成27年4月現在

出典：愛知の下水道



## (2) 農業集落排水施設

農業集落排水整備事業状況を表 2.1.11 に示します。

現在、20 か所で農業集落排水が整備されています。なお、一色地区では農業集落排水事業は行われていません。

表 2.1.11 農業集落排水整備事業状況

単位：人

基本計画及び基本設計時					
地区名	事業地区	採択年度	供用開始年度	位置	計画処理人口
西尾地区	三和東部	昭和63年度	平成4年度	貝吹町荒子42番地	1,400
	駒場	平成2年度	平成6年度	駒場町東公田池田21番地1	1,050
	室場中部	平成2年度	平成6年度	室町寺畑7番地	2,010
	平原	平成4年度	平成8年度	平原町下深88番地2	660
	室場南部	平成5年度	平成9年度	花蔵寺町西島南59番地	980
	南中根	平成7年度	平成12年度	南中根町荒子50番地2	1,080
	川崎	平成9年度	平成14年度	小島町円明162番地2	1,610
	福地西部	平成10年度	平成15年度	針曾根町鼠池46番地	1,780
	福地東部	平成14年度	平成19年度	野々宮町百苺51番地	1,620
	福地中部	平成19年度	平成25年度	市子町真菰瀬195番地	2,250
合 計					14,440
吉良地区	津平	平成7年度	平成11年度	吉良町津平中深60番地	1,290
	宮迫駁馬	平成10年度	平成15年度	吉良町駁馬西深5番地	1,430
	吉良北部	平成11年度	平成16年度	吉良町瀬戸八丁目17番地	1,120
	友国	平成14年度	平成19年度	吉良町友国赤田33番地3	750
合 計					4,590
幡豆地区	鳥羽	平成元年度	平成5年度	鳥羽町下モ坪45番地1	1,240
	小野ヶ谷	平成2年度	平成6年度	西幡豆町犬持48番地2	520
	山口谷	平成4年度	平成8年度	東幡豆町蛇山越47番地	1,420
	洲崎	平成5年度	平成9年度	東幡豆町緑ヶ崎9番地の一部	1,400
	八幡	平成7年度	平成11年度	西幡豆町二本松28番地	430
	鹿川	平成9年度	平成13年度	東幡豆町東前田29番地4	400
合 計					5,410
全地区合計					24,440

※計画処理人口＝定住人口＋流入人口

出典：西尾市提供資料

## 2. 収集・運搬の現状

### 2.1 収集・運搬の現状

収集運搬体制を表 2.2.1 に示します。

合併処理浄化槽及びみなし浄化槽の汚泥は、許可業者により収集・運搬されており、農業集落排水施設及びし尿は委託業者により収集・運搬され、西尾市浄化センターにて処理しています。

表 2.2.1 収集運搬体制

区分	収集運搬	収集区域	収集頻度	収集方法
し尿	委託業者	市内全域	随時	バキューム式収集運搬車による戸別収集方式
浄化槽汚泥	許可業者	市内全域	随時	
農業集落排水施設汚泥	委託業者	農業集落排水施設	年1回以上	

#### (1) 収集・運搬等

し尿の収集・運搬車両の推移を表 2.2.2 に示します。

現在は、市全域において委託による収集・運搬を行っています。

表 2.2.2 収集運搬車両の推移

単位：台

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
収集車		44	44	44	39	39	42	41	41	41	41	
	バキューム車	直営分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		委託業者	5	5	5	5	5	9	8	8	8	8
		許可業者	39	39	39	34	34	33	33	33	33	33
	その他	直営分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		委託業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
許可業者		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
運搬車		0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	
	直営分	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	
	委託業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	許可業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

出典：一般廃棄物処理実態調査

#### (2) 収集・運搬量等の実績

収集・運搬量等の推移を表 2.2.3 及び図 2.2.1 に示します。

収集・運搬量は、し尿及び浄化槽汚泥ともに減少傾向にあります。また、自家処理は、平成 19 年度以降はありません。

表 2.2.3 収集・運搬量等の実績

単位：k0

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
収集・運搬量	67,188	65,321	63,687	59,532	54,538
し尿	6,505	5,902	5,545	5,123	4,557
浄化槽汚泥	60,678	59,419	58,142	54,409	49,981
自家処理	5	0	0	0	0

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
収集・運搬量	47,845	47,892	47,675	44,383	42,335
し尿	4,389	3,913	3,529	3,231	3,006
浄化槽汚泥	43,456	43,979	44,146	41,152	39,329
自家処理	0	0	0	0	0

出典：一般廃棄物処理実態調査

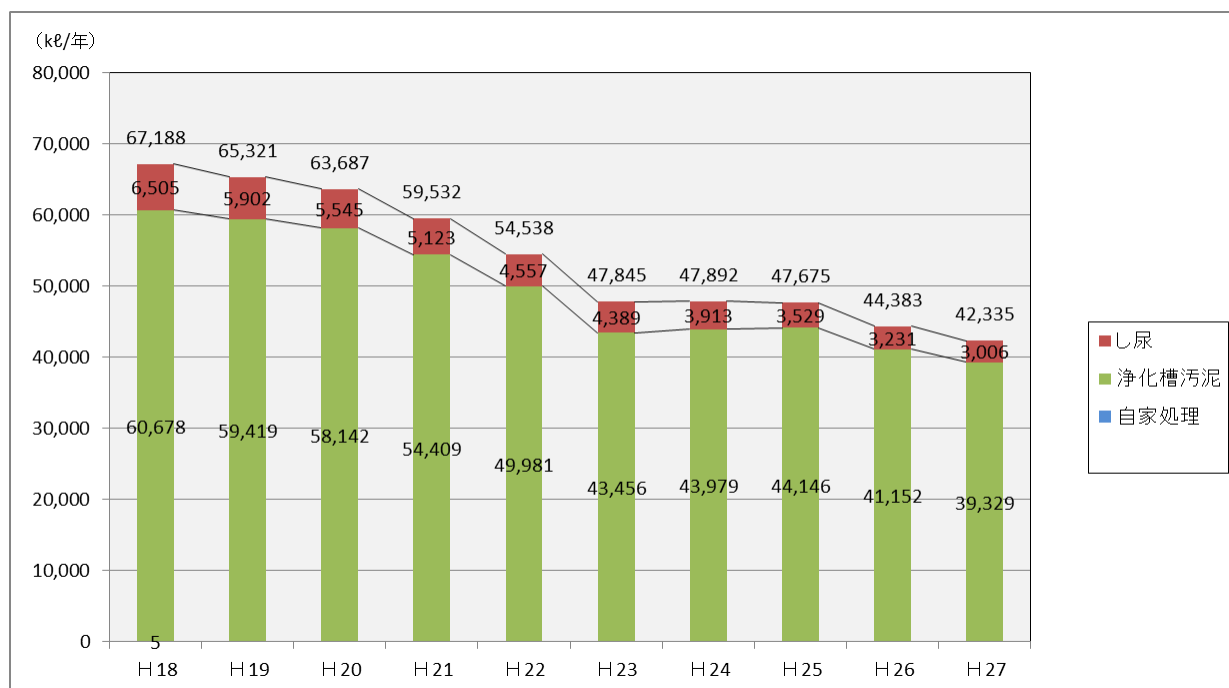


図 2.2.1 収集・運搬量の実績

### 3. 中間処理及び最終処分の現状

#### 3.1 し尿処理施設による処理

##### (1) 処理施設の概要

し尿及び浄化槽汚泥は、西尾市浄化センターにて処理されています。

西尾市浄化センターの概要を表 2.3.1 に示します。

表 2.3.1 西尾市浄化センターの概要

施設名称	西尾市浄化センター
所在地	西尾市長縄町井ノ元60番地
管理主体	西尾市
供用開始	平成6年12月（施設改造 平成22年4月）
処理規模	154kℓ/日
処理方式	直接脱水処理方式＋下水道放流
放流先	公共下水道



図 2.3.1 し尿処理施設の外観及び位置

(2) し尿及び浄化槽汚泥等の処理量

し尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移を表 2.3.2 及び図 2.3.2 に示します。

し尿、浄化槽汚泥等の処理量は、ともに減少傾向にあります。

表 2.3.2 し尿及び浄化槽汚泥等の処理量の推移

単位：kℓ/年

区分	し尿	浄化槽汚泥等	計
平成18年度	6,505	60,678	67,183
平成19年度	5,902	59,419	65,321
平成20年度	5,545	58,142	63,687
平成21年度	5,123	54,409	59,532
平成22年度	4,557	49,981	54,538
平成23年度	4,389	43,456	47,845
平成24年度	3,913	43,979	47,892
平成25年度	3,529	44,146	47,675
平成26年度	3,231	41,152	44,383
平成27年度	3,006	39,329	42,335

出典：一般廃棄物処理実態調査

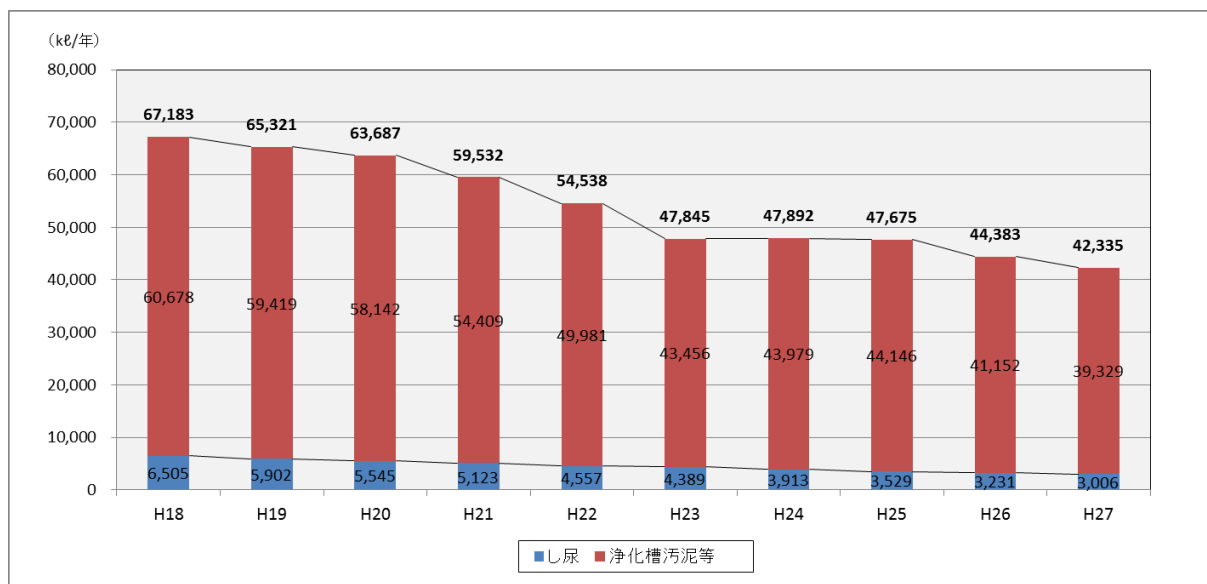


図 2.3.2 し尿及び浄化槽汚泥等処理量の推移

### (3) 下水道放流水の水質分析

西尾市浄化センターからの放流水は、西尾市の下水道排除基準に適合した水質にして公共下水道へ放流しています。また、年間を通して水質分析を行い適正な維持管理の確認を行っています。

下水道放流水の水質分析結果を表 2.3.3 に示します。

表 2.3.3 下水道放流水の水質分析結果

項目	水質分析結果						下水道排除基準値 (西尾市)
	平成22年度※ <sup>2</sup>	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
採水場所	放流水	放流水	放流水	放流水	放流水	放流水	—
PH	7.3	6.7	6.7	6.8	6.8	7.1	5を超え9未満
BOD	6.6	36.1	46.8	45.5	32.2	8.7	600mg/ℓ未満
COD	28.1	23.2	24.3	22.2	23.5	19.2	—
難分解性COD	22.5	16.3	19.7	18.4	19.9	16.8	25mg/ℓ未満 ※ <sup>1</sup>
COD (生分解度)	13.9	—	—	—	—	—	—
浮遊物質	9.2	14.5	13.6	13.7	13.2	5.7	600mg/ℓ未満
全窒素	104.6	89.7	81.5	73.8	87.8	86.3	240mg/ℓ未満
全リン	0.2	0.27	0.29	0.20	0.23	0.21	32mg/ℓ未満
ヘキサン抽出物質動植物	0.8	4.8	1.5	<1.1	<1	<1	30mg/ℓ以下
ヘキサン抽出物質鉱物	<1	<1	<1	<1	<1	<1	5mg/ℓ以下
アンモニア性窒素	76.6	65.5	64.5	62.3	74.4	75.5	380mg/ℓ未満
亜硝酸性窒素	5.9	<0.2	0.8	<0.2	1.1	<0.2	380mg/ℓ未満
硝酸性窒素	0.4	0.5	<0.2	<0.2	0.2	0.2	380mg/ℓ未満
よう素消費量	10.3	10.4	13.5	9.3	8.3	6.1	220mg/ℓ未満
水温	23.3	20.7	21.1	21.8	21.6	23.0	45℃未満

※<sup>1</sup>愛知県流域下水道維持管理要綱基準

※<sup>2</sup>平成22年度の結果の数値は平成22年4月から平成23年3月までの下水道放流水の平均 (出典：西尾市浄化センター)

※<sup>3</sup>平成23年度～27年度の出典は、(株)名古屋環境分析センター

### 3.2 下水道による処理

#### (1) 処理施設の概要

公共下水道へ排水されたし尿・生活雑排水は、流域下水道を経て矢作川浄化センターにおいて処理されています。また、矢作川浄化センターにおいては、新たなエネルギー利用施設である「汚泥消化施設」が完成し、平成28年12月から運用を始めました。当施設では、下水汚泥を消化槽でメタン発酵して得られたバイオガスを、汚泥焼却炉の重油の補助燃料として利用しています。

矢作川浄化センターの施設概要及び処理フローを表2.3.4に、「汚泥消化施設」の概要を図2.3.3に、下水処理施設の位置及び流域図を図2.3.4に示します。

表 2.3.4 矢作川浄化センターの概要

項目	内 容				
名 称	矢作川浄化センター				
位 置	西尾市港町1番				
敷地面積	62.5ha				
供用開始年月	平成4年4月				
日平均流入水量	205,150m <sup>3</sup> /日				
処理方式	凝集剤添加硝化脱窒法＋急速ろ過				
処理フロー	(水処理)	初沈－反応槽－終沈－急速ろ過－紫外線滅菌－放流			
	(汚泥処理)	濃縮－脱水－焼却－場外搬出（有効利用、埋立処分）			
関係市町 (4市1町)	岡崎市、豊田市、安城市、西尾市、幸田町				
流入水質および 放流水質		流入水	放流水	排水基準	
	BOD	(mg/ℓ)	180	ND	15
	COD	(mg/ℓ)	100	7	20
	SS	(mg/ℓ)	170	1.6	40
	T-N	(mg/ℓ)	29.0	6.1	13
	T-P	(mg/ℓ)	4.6	0.4	1.0
(平成26年度平均)					
放流先	矢作川				
汚泥発生状況	脱水ケーキ 63,963 t (平成26年度実績)				
	他処理へ払出量 2,295 t、他処理場から受入量 4,206 t				
	焼却処理 62,042 t (焼却灰2,536 t)				
汚泥の利用 及び処分方法	メタンガス化や農業用資材等として利用し、一部を埋立処分している。				

※排水基準の値はBOD、SS、は下水道法、COD、T-N、T-Pは水質汚濁防止法の値。

出典：愛知の下水道、愛知県HP



＜汚泥消化施設の概要＞

構造：鋼板製消化槽

容量：5,800 m<sup>3</sup>

特徴：1日あたり約4,000 m<sup>3</sup>の  
バイオガスを発生

図 2.3.3 汚泥消化施設の概要



出典：愛知県 HP

図 2.3.4 下水処理施設の位置及び流域図



#### 4. 放流先海域の水質状況

放流先海域の水質について、「平成 27 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果」（出典：愛知県 HP）より抜粋します。

##### 4.1 放流先海域の環境基準と水質状況

放流先海域である三河湾における調査地点 K-4、K-5、K-6 の調査地点を図 2.4.1 に、平成 27 年度水質調査結果を表 2.4.1、表 2.4.2 に、COD、全窒素、全リン（リン）の経年変化を図 2.4.2～2.4.4 に示します。

COD、全窒素、全リンともに、年度によって変動はあるものの、概ね横ばいにて推移しています。

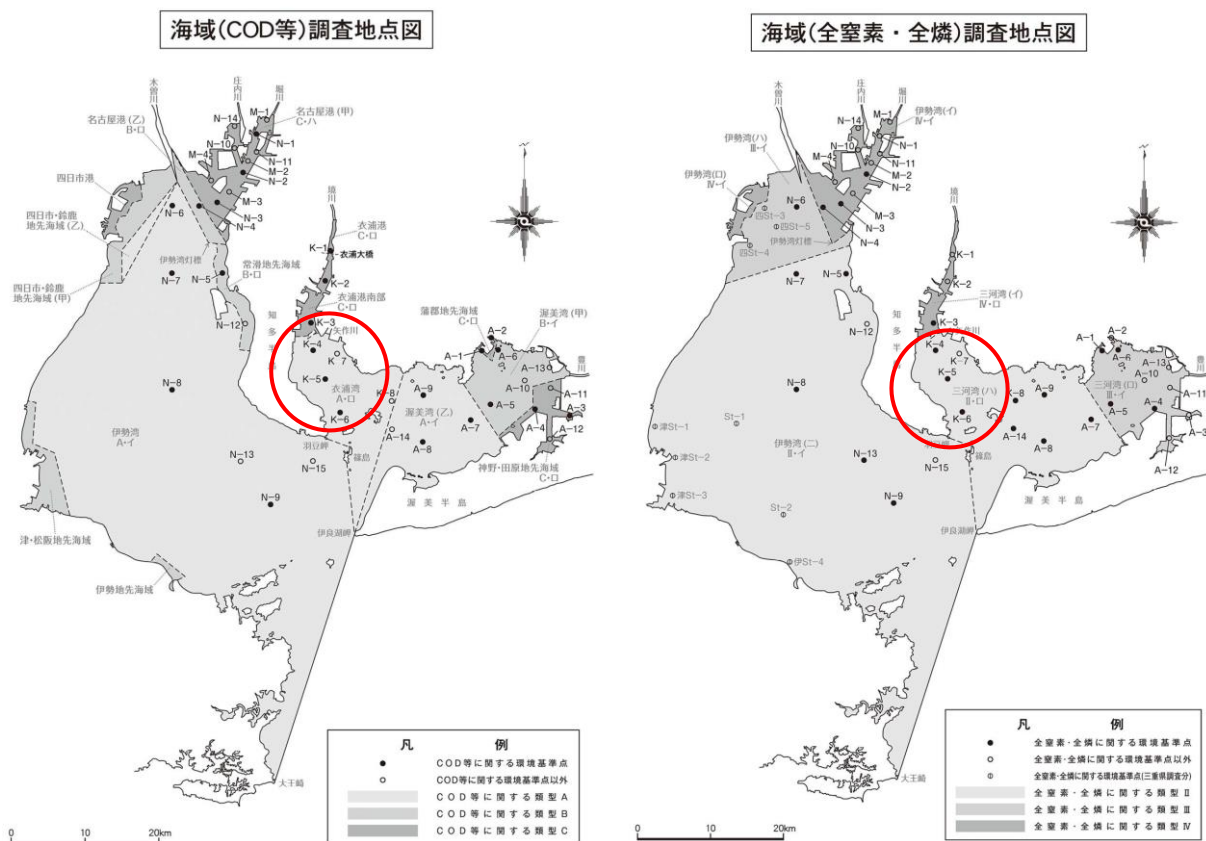


図 2.4.1 公共用水域及び地下水の水質調査 調査地点位置図

COD：化学的酸素要求量（水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量で示したもので代表的な水質の指標の一つであり、酸素消費量とも呼ばれる。）

全窒素：無機態窒素と有機態窒素の合計量。生物体自身または排泄物中に含まれる。総窒素ともいう。水の富栄養化の程度を表す指標の一つである。

全リン：リン化合物の総量。リンは窒素とともに水系を富栄養化させ、赤潮の原因となる。

表 2.4.1 平成 27 年度水質調査結果 (1)

測定項目	単位	K - 4 上層				K - 5 上層				K - 6 上層				
		75%値	平均値	最大値	最小値	75%値	平均値	最大値	最小値	75%値	平均値	最大値	最小値	
生活環境項目	pH	8.4	8.3	8.5	8.1	8.4	8.3	8.5	8.1	8.4	8.3	8.5	7.9	
	DO	mg/ℓ	8.5	8.9	10	7	8.2	9	10	7.2	7.9	8.9	11	7
	BOD	mg/ℓ												
	COD	mg/ℓ	3.9	3.2	6.2	1.3	3.1	2.8	5.4	1	2.9	2.7	4.8	1.4
	SS	mg/ℓ												
	大腸菌群数	MPN/100mℓ												
	n-ヘキサン抽出物質	mg/ℓ									ND	ND	ND	ND
	全窒素	mg/ℓ	0.42	0.37	0.54	0.24	0.31	0.3	0.53	0.2	0.29	0.28	0.49	0.19
	全リン	mg/ℓ	0.051	0.042	0.076	0.02	0.033	0.032	0.062	0.015	0.035	0.029	0.048	0.015
	全亜鉛	mg/ℓ	0.002	0.003	0.008	<0.001								
	ノニルフェノール	mg/ℓ	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
LAS	mg/ℓ	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	
特殊項目	フェノール類	mg/ℓ			<0.01	<0.01								
	銅	mg/ℓ												
	鉄 (溶解性)	mg/ℓ												
	マンガン (溶解性)	mg/ℓ												
	クロム	mg/ℓ												
その他の項目	アンモニア性窒素	mg/ℓ												
	亜硝酸性窒素	mg/ℓ												
	硝酸性窒素	mg/ℓ												
	有機性窒素	mg/ℓ												
	溶存態窒素	mg/ℓ												
	懸濁態窒素	mg/ℓ	0.23	0.14	0.26	<0.05	0.12	0.12	0.22	0.05	0.11	0.12	0.28	0.06
	オルトリン酸態リン	mg/ℓ												
	電気伝導率	mS/m												
	塩化物イオン	mg/ℓ												
	塩分		31.5	28.86	32.36	21.62	31.63	30.02	32.32	25.81	31.69	30.48	32.34	26.19
	陰イオン界面活性剤	mg/ℓ												
	クロロフィル a	mg/m3	不明 (データエラー)											
	フェオ色素	mg/m3	2.4	1.9	5.9	<0.1	2	1.7	3.4	0.4	2	1.5	2.7	0.4
	トリハロメタン生成能	mg/ℓ												
クロロホルム生成能	mg/ℓ													
プロモジクロロメタン生成能	mg/ℓ													
ジプロモクロロメタン生成能	mg/ℓ													
プロモホルム生成能	mg/ℓ													

表 2.4.2 平成 27 年度水質調査結果 (2)

測定項目	単位	K - 4 上層				K - 5 上層				K - 6 上層			
		75%値	平均値	最大値	最小値	75%値	平均値	最大値	最小値	75%値	平均値	最大値	最小値
カドミウム	mg/l		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005								
全シアン	mg/l			ND	ND								
鉛	mg/l		< 0.005	< 0.005	< 0.005								
六価クロム	mg/l		< 0.01	< 0.01	< 0.01								
砒素	mg/l		< 0.005	< 0.005	< 0.005								
総水銀	mg/l			< 0.0005	< 0.0005								
アルキル水銀	mg/l												
P C B	mg/l												
ジクロロメタン	mg/l		< 0.002	< 0.002	< 0.002								
四塩化炭素	mg/l		< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002								
1,2-ジクロロエタン	mg/l		< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004								
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		< 0.01	< 0.01	< 0.01								
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		< 0.004	< 0.004	< 0.004								
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		< 0.1	< 0.1	< 0.1								
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006								
トリクロロエチレン	mg/l		< 0.001	< 0.001	< 0.001								
テトラクロロエチレン	mg/l		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005								
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002								
チウラム	mg/l		< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006								
シマジン	mg/l		< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003								
チオベンカルブ	mg/l		< 0.002	< 0.002	< 0.002								
ベンゼン	mg/l		< 0.001	< 0.001	< 0.001								
セレン	mg/l		< 0.002	< 0.002	< 0.002								
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	mg/l												
ふっ素	mg/l												
ほう素	mg/l												
1,4-ジオキサン	mg/l		< 0.005	< 0.005	< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005		< 0.005	< 0.005	< 0.005

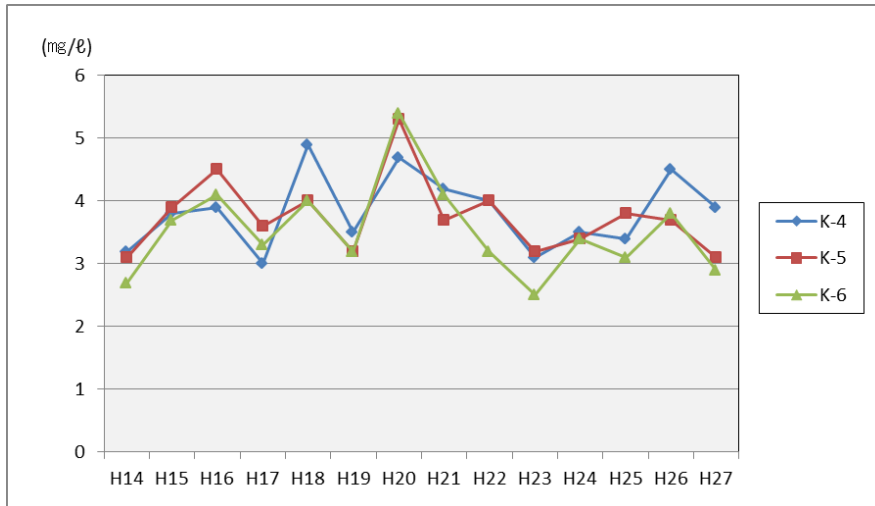


図 2.4.2 COD (75%値) の経年変化

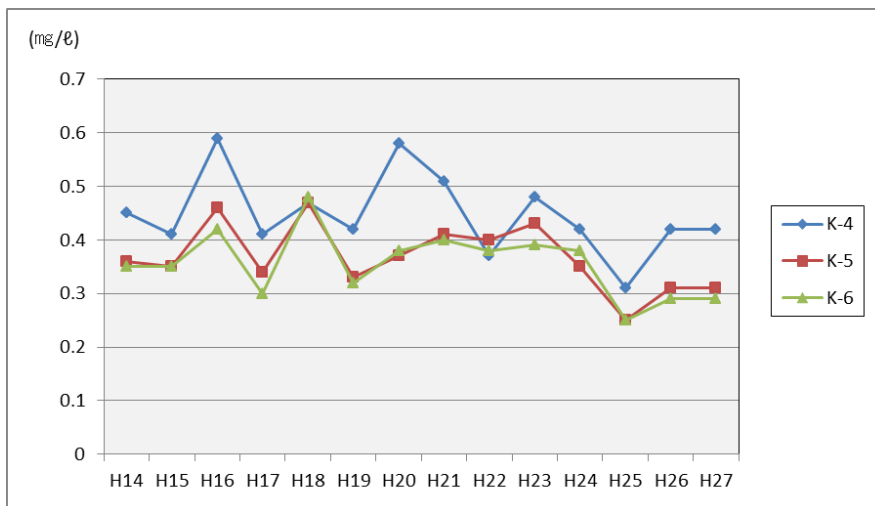


図 2.4.3 全窒素 (75%値) の経年変化

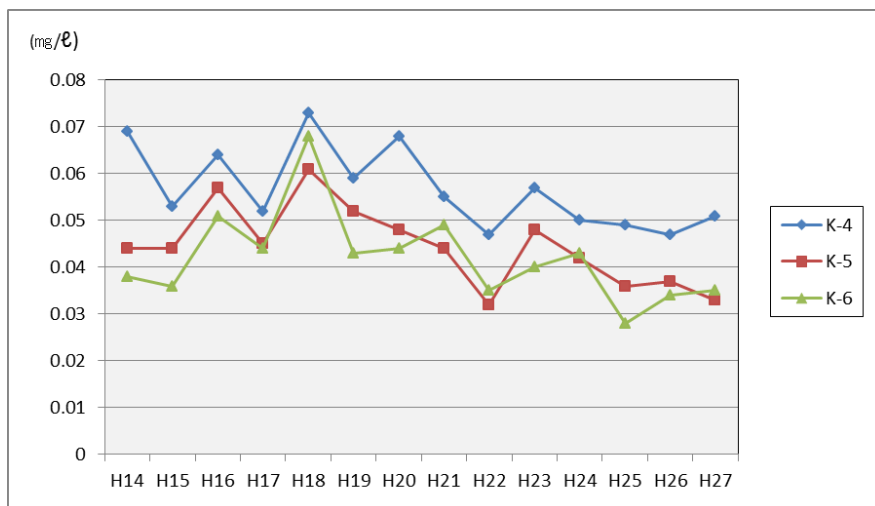


図 2.4.4 全リン (75%値) の経年変化

衣浦湾、三河湾における平成 27 年度の COD、全窒素、全リンの環境基準適合状況を表 2.4.3～2.4.5 及び図 2.4.5～2.4.7 に示します。

COD についてみると、類型が A とされている衣浦湾において、環境基準に適合していません。

全窒素についてみると、類型が II とされている三河湾（ハ）において、平成 27 年度は環境基準に適合していません。

全リンについてみると、類型が II とされている三河湾（ハ）において、環境基準に適合していません。

表 2.4.3 CODの環境基準適合状況

水域区分	水域名	類型	年度			25年度環境基準達成率：5/11×100=45%	
			25	26	27	26年度環境基準達成率：5/11×100=45%	
伊勢湾	名古屋港(甲)	C	○	○	○	27年度環境基準達成率：7/11×100=64%	
	名古屋港(乙)	B	×	×	○	類型区分	環境基準値（COD75%水質値）
	常滑地先海域	B	×	×	○		
	伊勢湾	A	×	×	×	B	3 mg/L 以下
衣浦湾	衣浦港	C	○	○	○	C	8 mg/L 以下
	衣浦港南部	C	○	○	○		
	衣浦湾	A	×	×	×		
渥美湾	蒲郡地先海域	C	○	○	○		
	神野・田原地先海域	C	○	○	○		
	渥美湾(甲)	B	×	×	×		
	渥美湾(乙)	A	×	×	×		

表 2.4.4 全窒素の環境基準適合状況

水域区分	水域名	類型	年度			25年度環境基準達成率：6/6×100=100%	
			25	26	27	26年度環境基準達成率：6/6×100=100%	
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○	27年度環境基準達成率：5/6×100=83%	
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	○	類型区分	環境基準値（全窒素平均値）
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○		
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○	III	0.6 mg/L 以下
	三河湾(ロ)	III	○	○	○	IV	1 mg/L 以下
	三河湾(ハ)	II	○	○	×		

表 2.4.5 全リンの環境基準適合状況

水域区分	水域名	類型	年度			25年度環境基準達成率：5/6×100=83%	
			25	26	27	26年度環境基準達成率：4/6×100=67%	
伊勢湾	伊勢湾(イ)	IV	○	○	○	27年度環境基準達成率：4/6×100=67%	
	伊勢湾(ハ)	III	○	○	×	類型区分	環境基準値（全磷平均値）
	伊勢湾(ニ)	II	○	○	○		
三河湾	三河湾(イ)	IV	○	○	○	III	0.05 mg/L 以下
	三河湾(ロ)	III	○	×	○	IV	0.09 mg/L 以下
	三河湾(ハ)	II	×	×	×		

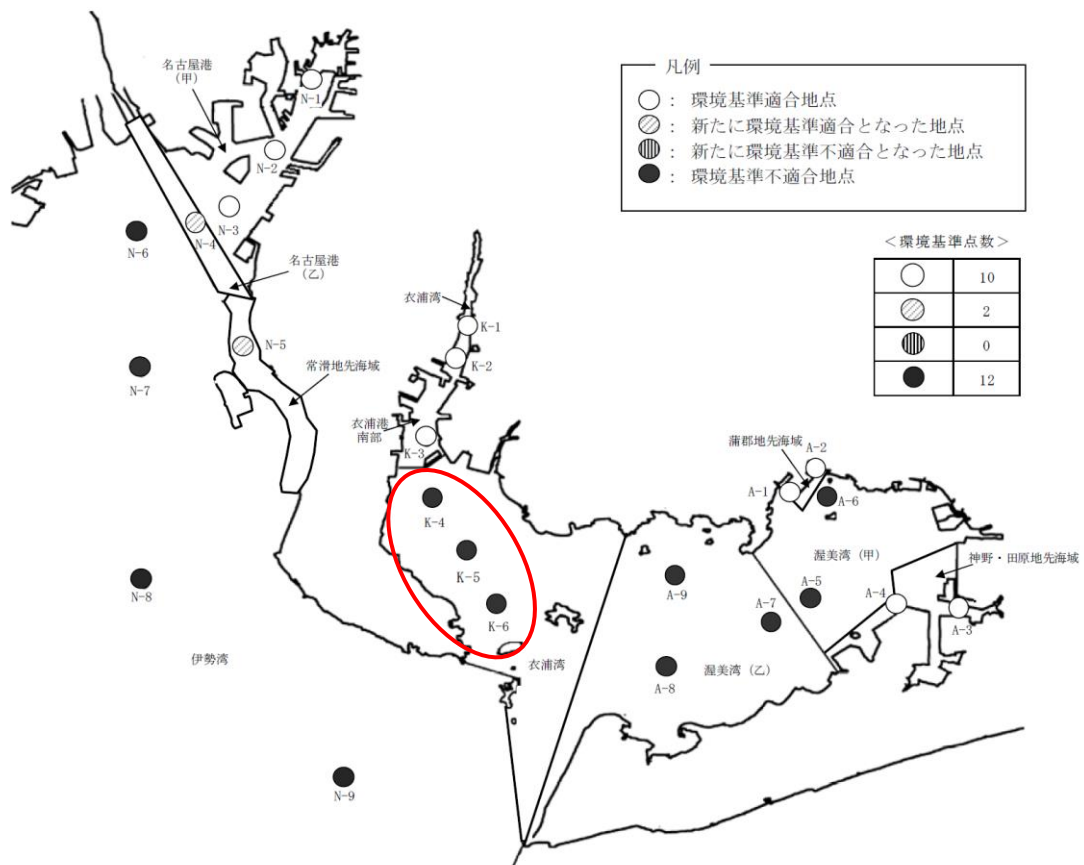
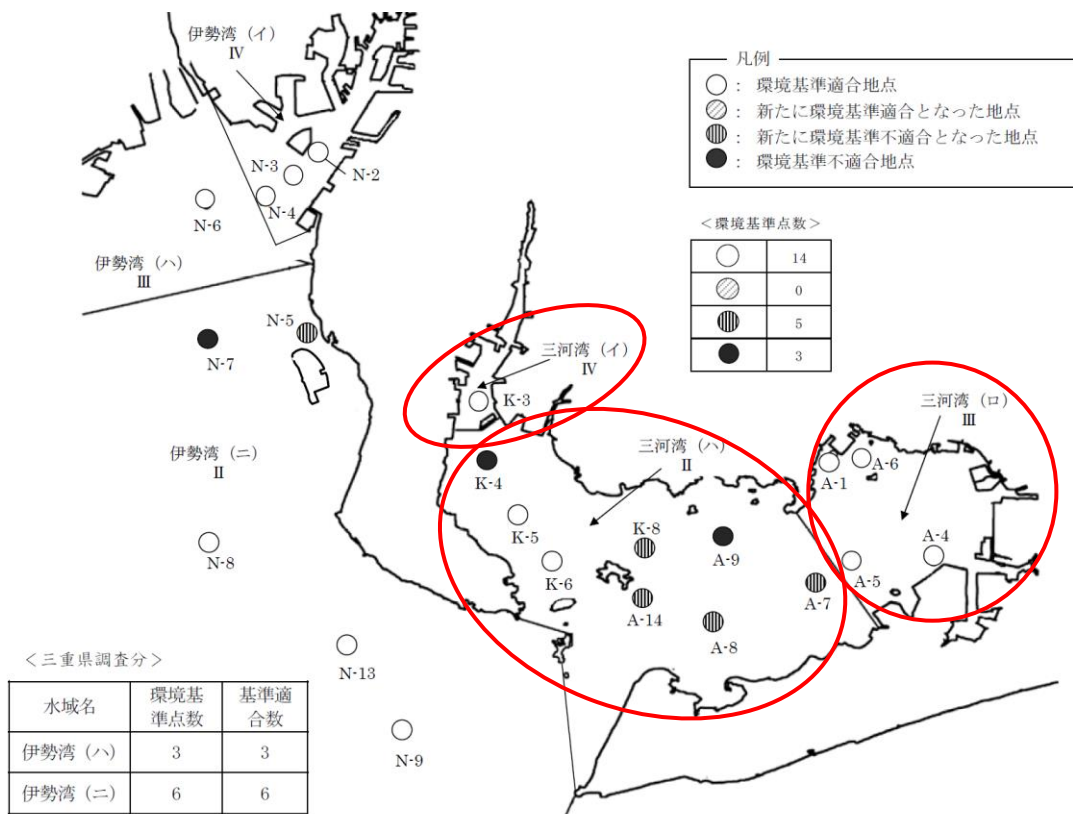


図 2.4.5 環境基準の適合状況 (COD)



\*伊勢湾 (ハ) 及び伊勢湾 (ニ) では、三重県の調査結果も使用して環境基準達成を評価します。

図 2.4.6 環境基準の適合状況 (全窒素)

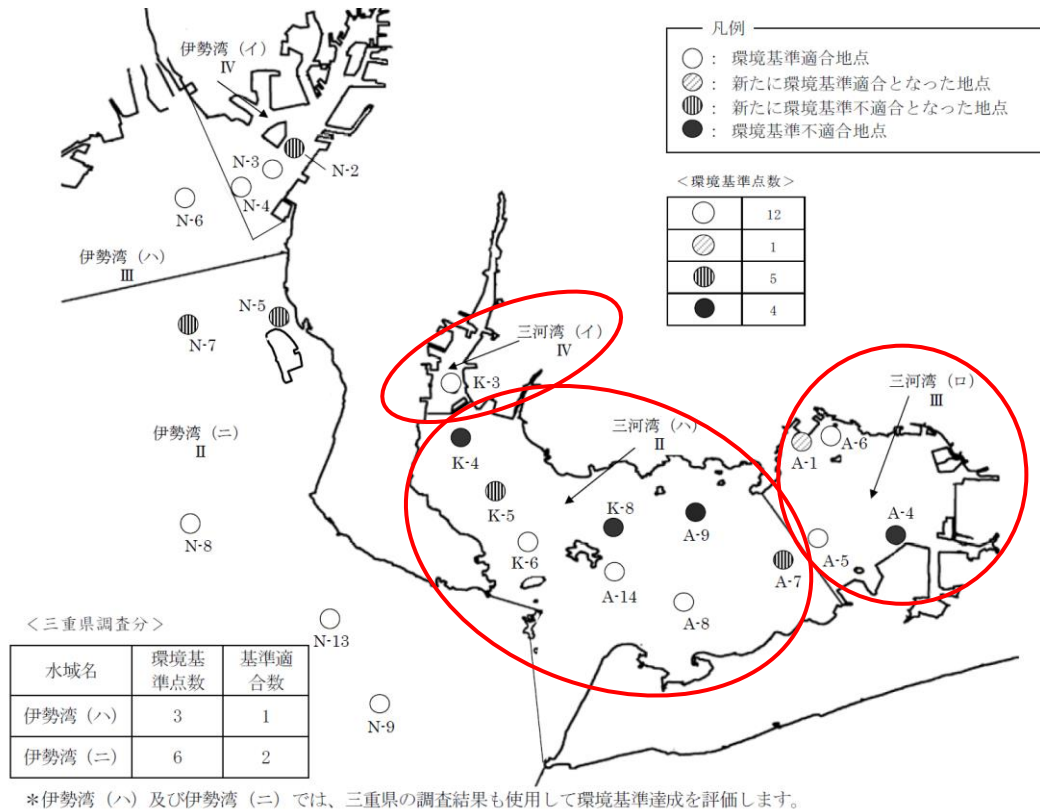


図 2.4.7 環境基準の適合状況 (全リン)

## 4.2 下水処理における水質の向上の見通し

上記のとおり、第6次総量規制、第7次総量規制の実施以降も、衣浦湾、三河湾におけるCOD、全窒素、全リンの環境基準適合状況は、改善には至っていません。よって、今後も現状のまま推移していく場合には水質が向上する見通しは低く、対応を西尾市のみならず愛知県全体で検討していく必要があると考えられます。

### 第3章 問題点・課題の抽出

#### 1. 水質に関する課題

##### 1.1 みなし浄化槽及び汲み取り方式から下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽への移行

西尾市の放流先海域（衣浦湾、三河湾）において、COD、全窒素、全リン等の値が環境基準を上回っているため、愛知県全体で協力して衣浦湾、三河湾の水質向上を図る必要があります。

一般的に、みなし浄化槽の排水よりも生活雑排水の方が水質汚濁に与える影響は大きいため、未処理のまま公共用水域へ放流されている生活雑排水をなくすことが水質改善に有効と考えられます。

みなし浄化槽及び汲み取りの家庭では、生活雑排水が未処理のまま河川等へ放流されるため、下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽といった処理方法に移行していく必要があります。

平成13年4月以降、新たに設置される浄化槽は、すべて合併処理浄化槽となりましたが、まだ多くのみなし浄化槽が継続使用されているため、合併処理浄化槽等への転換を促す必要があります。

また、市街化区域での公共下水道の整備を計画的、効率的に進めるとともに、整備済み地区内における未接続世帯に早期の接続を促す必要があります。

##### 1.2 合併処理浄化槽の適正な維持管理の促進

合併処理浄化槽の処理機能を維持するためには、法定検査、保守点検及び汚泥引抜等の維持管理を適正に行う必要があります。そのため、合併処理浄化槽の施設管理者が適正に維持管理を実施するよう働きかける必要があります。

#### 2. 下水道整備に関する課題

##### 2.1 下水道管や農業集落排水処理施設の老朽化

市がこれまでに整備を行ってきた下水道管や農業集落排水処理施設の老朽化が進み、維持管理費の負担が増えることが見込まれます。できるだけ早く下水道の整備を完了させ、これまで以上に経済的かつ効率的な汚水処理施設の整備を進めていくことが求められます。



## 第4章 生活排水処理基本計画

### 1. 基本方針

#### 1.1 基本方針

生活排水処理の目的は、「水の適正処理に関する普及と啓発を行うこと及び生活排水の処理施設を逐次整備していくこと」による公共用水域の水質の保全です。これを達成するため、本計画では、生活排水処理の基本的な方針を以下のように設定しています。

##### (1) 公共下水道への接続の促進

下水道処理区域の拡大、管渠の整備及び公共下水道への接続の促進を図ります。

##### (2) 農業集落排水施設の整備

平成24年度までに20地区すべて完了しています。

##### (3) 合併処理浄化槽への転換の促進

公共下水道、農業集落排水施設の整備が見込めない地域においては、合併処理浄化槽への転換を促進します。

##### (4) みなし浄化槽及びし尿汲み取りの適正化

みなし浄化槽及びし尿汲み取りは、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽への転換を進めます。また、適正な維持管理を促進します。

### 2. 生活排水処理主体

本市の生活排水における処理主体は、現状のとおりとし、必要に応じて見直しを行うこととします。

### 3. 生活排水処理に関する目標

生活排水処理に関する目標は、西尾市污水適正処理構想との整合を図りながら設定することとします。

西尾市污水適正処理構想では、①下水道の整備を促進し、平成33年度を目標にすべての集合処理事業の完了を目指す。②平成37年度までに西尾市全体の99%以上の方の污水処理を確保することが記載されています。本計画においても、この2点を生活排水処理に関する目標として設定します。

目標①：平成33年度までにすべての集合処理事業の完了を目指す。

目標②：平成37年度までに西尾市全体の99%以上の方の污水処理を確保する。

## 4. 生活排水を処理する区域及び人口の予測

### 4.1 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は本市の全域とし、下水道処理区域、農業集落排水処理区域、その他の区域とします。

また、合併処理浄化槽区域は、原則として、公共下水道、農業集落排水施設の整備計画区域外、整備計画区域内ではあるものの当面その供用が見込めない区域とします。

### 4.2 生活排水処理形態別人口の予測結果

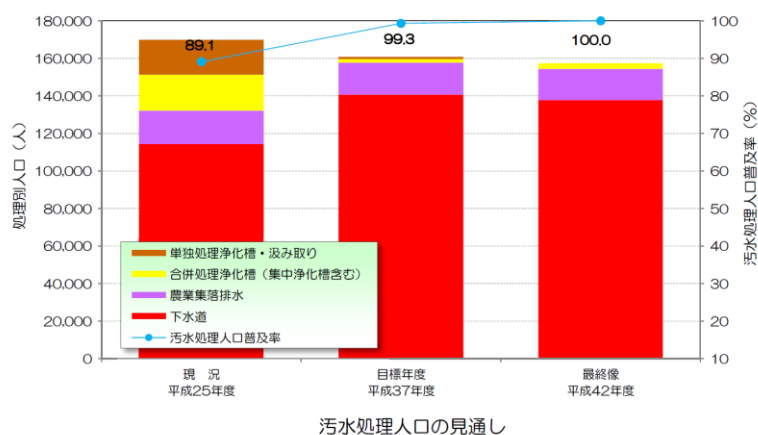
生活排水を処理する区域及び人口の予測については、「3. 生活排水処理に関する目標」と同様に、西尾市污水適正処理構想との整合を図りながら設定することとします。

西尾市污水適正処理構想において使用している目標年度と行政人口及び西尾市污水適正処理構想における污水处理人口の見通しを以下に示します。

西尾市污水適正処理構想においては、国立社会保障・人口問題研究所が発表している「日本の地域別将来推計人口」を将来推計人口として用いているため、本章においてもその人口を基に予測を行うこととします。

【目標年度と行政人口】	
平成 25 年度（現況基準）	----- 169,890 人（実績値）
平成 37 年度（目標年度）	----- 160,776 人（想定値）
平成 42 年度（最終像）	----- 157,376 人（想定値）

処理方式	現況基準 平成 25 年度	目標年度 平成 37 年度	最終像 平成 42 年度	備 考
下 水 道	114,360	140,786	137,811	H33 年に完了予定
農 業 集 落 排 水	17,864	16,906	16,549	現状で全て完了済
合併処理浄化槽 (集中浄化槽含む)	19,143	1,988	3,016	
小 計	151,367	159,680	157,376	
単独処理浄化槽・汲み取り	18,523	1,096	0	
合 計（行政人口）	169,890	160,776	157,376	
污水処理人口普及率	89.1%	99.3%	100.0%	



出典：西尾市污水適正処理構想

図 4.4.1 西尾市污水適正処理構想における污水处理人口の見通し

西尾市污水適正処理構想において推計されている平成37年度、平成42年度の污水処理人口の値と、平成27年度までの実績値を基にして算出した平成38年度までの污水処理人口の予測結果を表4.4.1及び図4.4.2に示します。

水洗化・生活雑排水未処理人口及び非水洗化人口は、平成37年度には1,096人まで減少し、污水処理率（生活排水処理率）は99.3%となっています。

表 4.4.1 污水処理人口の予測

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
計画処理区域内人口	169,446	168,483	167,520	166,557	165,594	164,631	163,668	162,705	161,742	160,776	160,097
水洗化・生活雑排水処理人口	153,585	154,263	154,941	155,619	156,297	156,975	157,653	158,331	159,009	159,680	159,220
コミュニティ・プラント	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合併処理浄化槽	10,739	9,767	8,795	7,823	6,851	5,879	4,907	3,935	2,963	1,988	2,194
下水道	126,625	128,199	129,773	131,347	132,921	134,495	136,069	137,643	139,217	140,786	140,191
農業集落排水施設	16,221	16,297	16,373	16,449	16,525	16,601	16,677	16,753	16,829	16,906	16,835
水洗化・生活雑排水未処理人口 （みなし浄化槽）	12,876	11,567	10,258	8,949	7,640	6,331	5,022	3,713	2,404	1,096	877
非水洗化人口	2,985	2,653	2,321	1,989	1,657	1,325	993	661	329	—	0
污水処理率（生活排水処理率）（%）	90.6	91.6	92.5	93.4	94.4	95.3	96.3	97.3	98.3	99.3	99.5

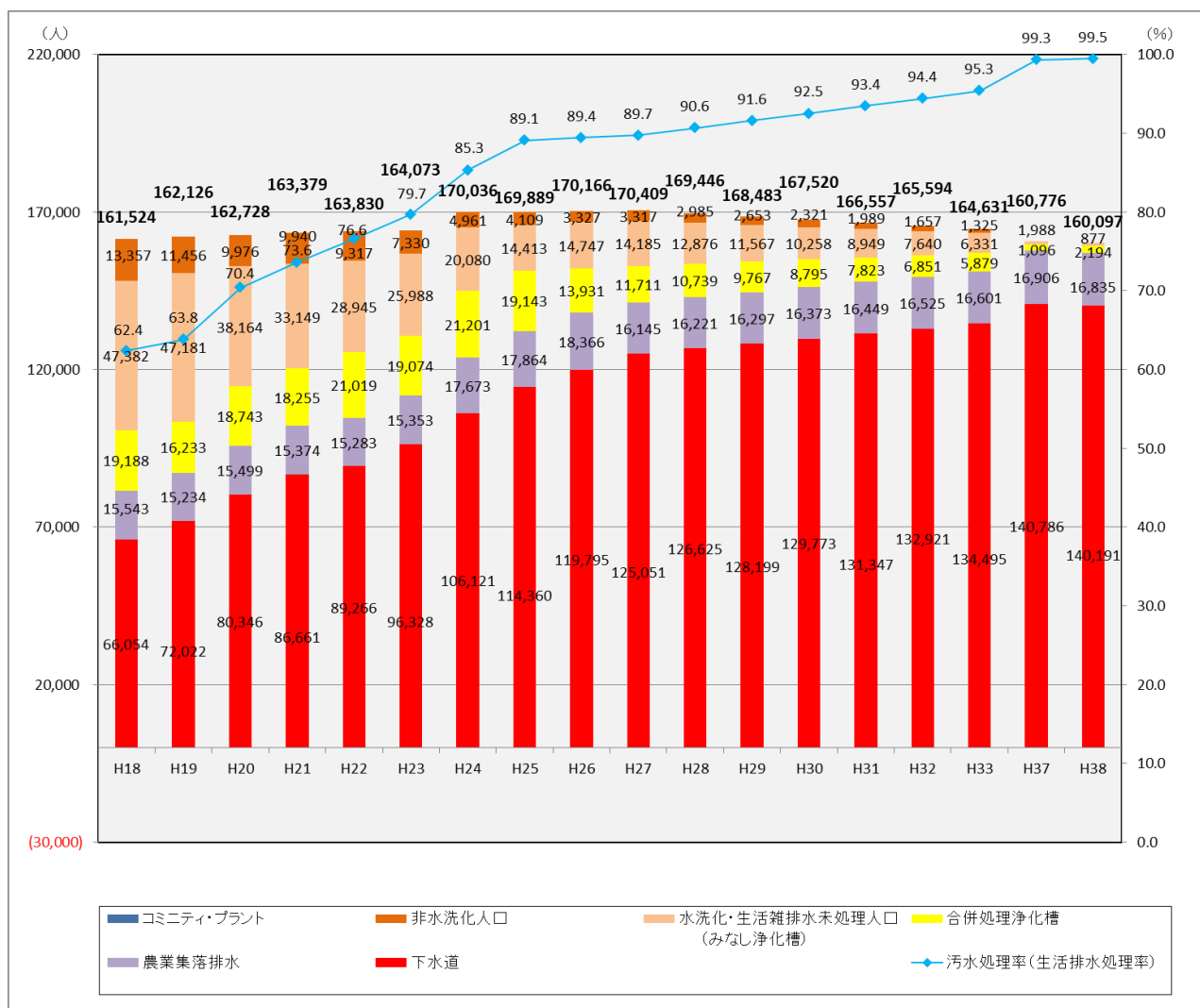


図 4.4.2 污水処理人口の予測

## 5. 施設及び整備計画の概要

### 5.1 汚水適正処理構想

西尾市汚水適正処理構想においては、平成 33 年度までに全ての区域で整備を完了させることを予定しています。また、整備対象区域や整備内容は、事業採算性を勘案しながら進めることとしています。

本市の汚水適正処理構想図を図 4.5.1 に示します。

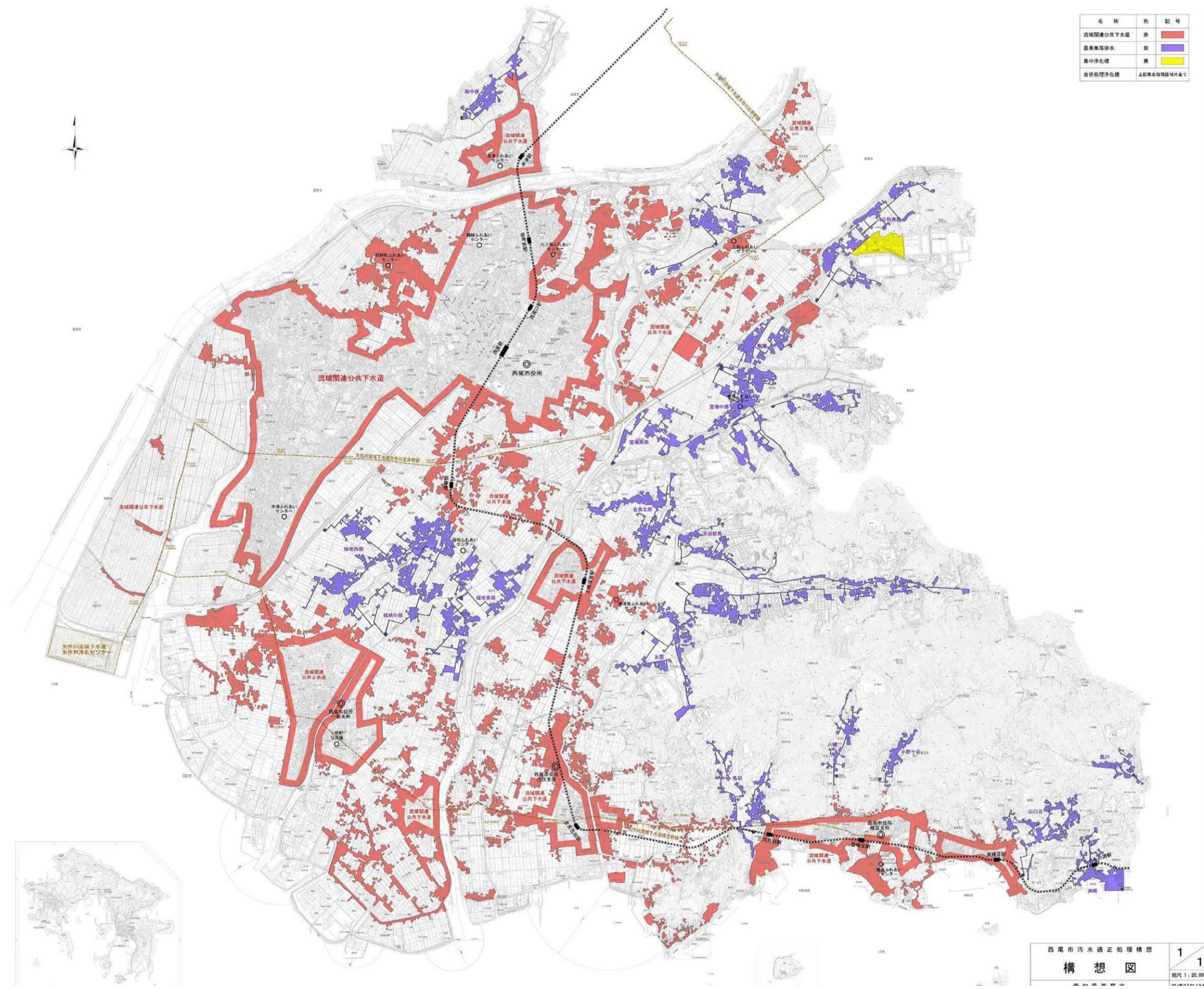


图 4.5.1 污水適正処理構想図

## 6. し尿及び浄化槽汚泥等処理量の予測

し尿及び浄化槽汚泥等処理量の予測結果を表 4.6.1 及び図 4.6.1 に示します。

し尿及び浄化槽汚泥等の処理量は、下水道等の整備により減少するものと予測されます。

表 4.6.1 し尿及び浄化槽汚泥等処理量の予測結果

区分		平成32年度	平成37年度	平成38年度
収集人口	人	32,673	19,990	19,906
非水洗化人口	人	1,657	0	0
浄化槽汚泥収集人口	人	31,016	19,990	19,906
合併処理浄化槽人口	人	6,851	1,988	2,194
農業集落排水人口	人	16,525	16,906	16,835
みなし浄化槽人口	人	7,640	1,096	877
し尿・浄化槽汚泥処理量	kℓ/年	30,663	18,791	18,712
し尿処理量	kℓ/年	1,508	0	0
浄化槽汚泥処理量	kℓ/年	29,155	18,791	18,712

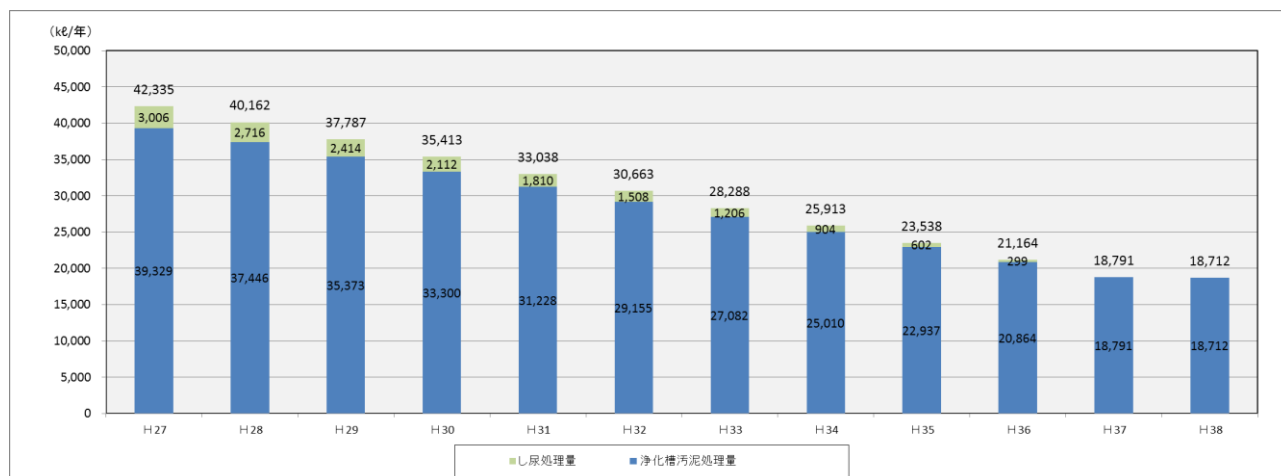


図 4.6.1 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測結果

## 7. 排出抑制計画

### 7.1 排出抑制に関する目標

公共用水域の水質汚濁発生源は、水田、畑などの自然系、工業などの産業系、下水処理場、みなし浄化槽など生活系の3つに分けられます。一般的に、水質汚濁への影響が最も大きいのは、生活系の排水であるため、生活排水に対して発生源対策を講じることにより公共用水域の汚濁負荷を削減することを目標とします。

### 7.2 排出抑制の方法

公共用水域への水質汚濁の削減を図るため、生活雑排水が未処理で放流されているみなし浄化槽世帯、汲み取り世帯について、公共下水道、合併処理浄化槽への転換を推進します。

また、浄化槽は、処理機能を正常に維持するために適正な使用、維持管理を行うことが求められるため、使用者に対し県と連携して啓発及び指導を行います。

## 8. 施設整備に関する事項

### 8.1 公共下水道の整備の促進

#### (1) 公共下水道区域における整備の推進

公共下水道整備計画を推進し、整備計画区域内の人口減少も含め、事業採算性を勘案しながら計画的に整備することを目標とします。

#### (2) 公共下水道区域の見直し

地元住民や関係機関と十分な協議を行い、現状の区域については、必要に応じて見直しを検討します。

#### (3) 公共下水道への接続促進

公共下水道の整備地区内におけるし尿汲み取りやみなし浄化槽の世帯については、公共下水道への早期の接続を啓発活動等により促進します。

### 8.2 農業集落排水への接続の推進

農業集落排水については、接続率の向上を推進します。

### 8.3 合併処理浄化槽の整備促進

公共下水道の整備が当面見込めない地域及び公共下水道区域外については、浄化槽設置整備事業の促進を図ります。

また、浄化槽の適正な維持管理（法定検査、保守点検及び汚泥引抜）について啓発活動等を実施します。

## 9. し尿・汚泥処理計画

### 9.1 収集・運搬計画

#### (1) 収集・運搬に関する目標

し尿及び浄化槽汚泥等を迅速かつ衛生的に収集・運搬することを基本とし、収集・運搬の効率化、収集量の平準化についても考慮するものとします。

#### (2) 収集区域の範囲

収集区域は、原則として本市の行政区域のうち公共下水道等の供用区域を除く区域としますが、供用区域内であっても未接続世帯については収集対象とします。

#### (3) 収集・運搬の方法

収集・運搬の方法は、現行と同様に、バキューム車を用いる方法で行うものとします。

### 9.2 中間処理施設

#### (1) 中間処理に関する目標

収集されたし尿及び浄化槽汚泥等の性状に対応した適正な処理を行うものとします。

#### (2) 中間処理の方法

収集されたし尿及び浄化槽汚泥等を合わせた混合処理を行うものとします。

また、し尿と浄化槽汚泥等の搬入割合の変化に対応し、適正処理を行うものとします。

#### (3) 処理施設及びその整備計画の概要

現有のし尿処理施設である西尾市浄化センターは、平成 21 年度に施設改造が行われ、収集量に対応できる処理能力を有しています。今後も引き続き当該処理施設を利用して処理を行うものとします。



## 10. 生活排水の処理に関するその他の事項

### 10.1 発生源対策の促進

廃食用油の適正処理や洗剤等の適量使用等といった家庭内のできる発生源対策について、啓発活動や情報提供を行い、促進します。

### 10.2 市民に対する広報・啓発活動の実施

市は市民が自ら気づき理解して行動していくことができる社会を作ることを基本に、啓発を行います。

#### (1) 普及活動のイメージ

普及活動のイメージを図 4.10.1 に示します。

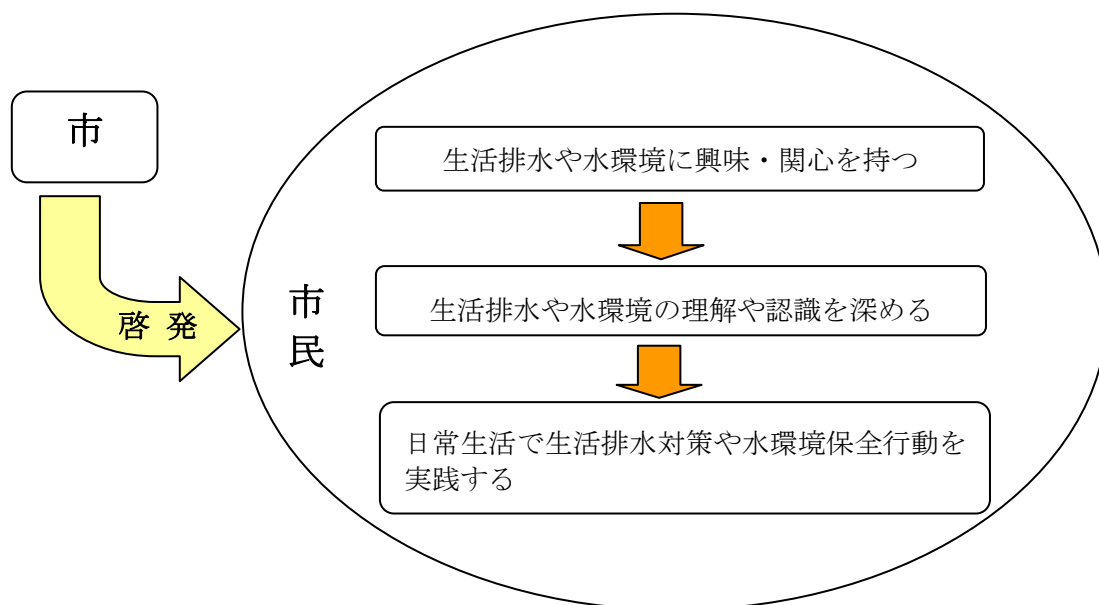


図 4.10.1 啓発活動イメージ

#### (2) 環境教育・イベントの実施

生活排水対策を含む水環境問題を解決していくには、一人ひとりがそれぞれの役割に応じた取り組みを進めることが必要です。そのため、市民と市がお互いの理解を深めながら、共通の目標に向かって協力し合う仕組みが重要になります。よって、自ら環境について考え行動できる“人づくり”を目指した環境教育について検討します。また、環境に対する意識を高めることを目的としたイベント等についても検討を行います。

### 10.3 関連計画との整合

生活排水に係る施策の推進については、環境基本計画や污水適正処理構想等の関連計画との整合を図りながら、市民、事業者、市の協働で進めていくものとします。